

○日 時：令和2年2月21日（金）9時30分～10時30分

○場 所：四万十町役場本庁 西庁舎3階 防災対策室

○出席者：別紙のとおり

○次 第

1. 開会あいさつ（会長）

2. 報告事項

（1）第4号委員の委嘱について

（2）コミュニティバス 利用状況について…資料1

3. 協議事項

（1）コミュニティバス 運行ダイヤ変更について…資料2

（2）要綱改正について…資料3

4. その他

5. 閉会

1. 開会あいさつ

2. 報告事項

（1）第4号委員の委嘱について

大正住民代表の津野委員（新規）と十和住民代表の谷崎委員（再任）に委嘱を行った。

【質疑応答】

なし

（2）コミュニティバス 利用状況について…資料1

事務局から窪川・大正・十和地域のコミュニティバス利用状況を報告した。

（平成31年4月～令和2年1月分）

【質疑応答】

なし

3. 協議事項

（1）コミュニティバス 運行ダイヤ変更について…資料2

事務局から資料2について説明を行った。

【質疑応答】

○谷崎委員

JRのダイヤ改正に合わせてコミュニティバスもダイヤ改正してもらえてありがたい。

○事務局からの補足

住民への周知の時間が必要になるため、3月上旬の区長文書で新しい時刻表を配布し、4月1日からダイヤ変更を行う。

○上戸委員

資料をよく見ないと、いつ、どこでコミュニティバスと JR の接続ができるのかがわかりにくいので、昭和駅や十川駅でも乗車できるところがあるため、その辺りを住民に周知できるようにして欲しい。

⇒変更については全員一致で承認された。

(2) 要綱改正について…資料3

事務局から資料3について説明を行った。

○事務局

公共交通会議は道路運送法に基づく会議で、主にバス路線やタクシーについて協議を行っている。新しく地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が平成19年に施行され、その法律に基づく補助金を受け、窪川地域のコミュニティバスの運営に充ててきたという経緯がある。本町は公共交通会議しかなかったため、本来であれば活性化協議会を立上げ、そこで域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議を行うべきだったが、公共交通会議がその協議会を兼ねることができるため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議を行う」という一文を追加すると根拠が合うということで追加を行った。

【質疑応答】

○池上委員

高知県中山間地域対策課業務が高知県交通運輸政策課に移管される。

○上戸委員

現在、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を予定しており、まだ法律は通ってはいないが、その中で大きな変更点は、地域公共交通網形成計画が今後策定される場合、地域公共交通計画と名称が変更となり、よりまちづくりについても関与して全体的にみて下さいという内容に変更される予定。四万十町では活性化協議会が設置されているが、本来はそちらの協議会で協議をする内容だと思うので、法律が変わった場合には法律の内容に合わせて、公共交通会議と活性化協議会の整理を行っていただきたい。いつ頃の施行になるのかは未定。

⇒変更については全員一致で承認された。

4. その他

5. 閉会